

公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

本則	
一 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三三号）	1
二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	26
附則	
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第六条関係）	28
○ 公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）（附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の公認会計士法（昭和二十三年法律第百三三号）（附則第七条関係）	30
○ 公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）（附則第九条関係）	35
○ 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）（附則第十条関係）	36

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章の三（略）</p> <p>第五章の四 上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特別（<u>第三十四条の三十四の二—第三十四条の三十四の十四</u>）</p> <p>第五章の五 <u>外国監査法人等（第三十四条の三十五—第三十四条の三十九）</u></p> <p>第五章の六（略）</p> <p>第六章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（公認会計士の資格）</p> <p>第三条 公認会計士試験に合格した者（同一の回の公認会計士試験において、第八条に規定する短答式による試験及び論文式による試験の試験科目の全部について、第九条及び第十条の規定により短答式による試験及び論文式による試験を免除された者を含む。第十二条を除き、以下同じ。）であつて、第十五条第一項に規定する業務補助等の期間が<u>三年</u>以上であり、かつ、第十六条第一項に規定する実務補習を修了し同条第七項の規定による内閣総理大臣の確認を受け</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章の三（略）</p> <p>第五章の四 <u>外国監査法人等（第三十四条の三十五—第三十四条の三十九）</u></p> <p>第五章の五（略）</p> <p>第六章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（公認会計士の資格）</p> <p>第三条 公認会計士試験に合格した者（同一の回の公認会計士試験において、第八条に規定する短答式による試験及び論文式による試験の試験科目の全部について、第九条及び第十条の規定により短答式による試験及び論文式による試験を免除された者を含む。第十二条を除き、以下同じ。）であつて、第十五条第一項に規定する業務補助等の期間が<u>二年</u>以上であり、かつ、第十六条第一項に規定する実務補習を修了し同条第七項の規定による内閣総理大臣の確認を受け</p>

た者は、公認会計士となる資格を有する。

(欠格条項)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることができない。

一 五 (略)

五の二 第二十一条第二項(第一号又は第三号に係る部分に限る。

一)の規定によりその登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

六・七 (略)

七の二 第三十四条の十の十四第二項(第一号に係る部分に限る。

一)の規定により特定社員の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

八 十 (略)

(公認会計士試験の目的及び方法)

第五条 公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをその目的とし、第八条に定めるところによつて、短答式(択一式を含む)同条及び第九条において同じ。)及び論文式による筆記の方法により行う。

(外国で資格を有する者の特例)

た者は、公認会計士となる資格を有する。

(欠格条項)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることができない。

一 五 (略)

(新設)

六・七 (略)

(新設)

八 十 (略)

(公認会計士試験の目的及び方法)

第五条 公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをその目的とし、第八条に定めるところによつて、短答式(択一式を含む)第八条及び第九条において同じ。)及び論文式による筆記の方法により行う。

(外国で資格を有する者の特例)

第十六条の二 (略)

25 (略)

6 第十八条の二から第二十条まで、第二十一条(第一項を除く。)、第二十二條、第二十四条から第三十四条の二まで及び第四十九条の規定は、外国公認会計士について準用する。

(登録の義務)

第十七条 公認会計士となる資格を有する者が、公認会計士となるには、公認会計士名簿に、氏名、生年月日、事務所又は勤務先その他内閣府令で定める事項の登録(以下この章において単に「登録」という。)を受けなければならない。

(登録の手続)

第十九条 (略)

2 (略)

3 日本公認会計士協会は、第一項の規定により登録申請書の提出があつた場合において、登録を受けようとする者が公認会計士となることができる者であり、かつ、登録を受けることができる者であると認めるときは、遅滞なく登録を行い、登録を受けようとする者が公認会計士となることができないう者又は登録を受けることができないう者であると認めるときは、資格審査会(第四十六条の十一に規定する資格審査会をいう。第二十一条第二項、第三十四条の十の十一第二項、第三十四条の十の十四第二項及び第四十四条第一項第九号

第十六条の二 (略)

25 (略)

6 第十八条の二から第二十条まで、第二十二條、第二十四条から第三十四条の二まで及び第四十九条の規定は、外国公認会計士について準用する。

(登録の義務)

第十七条 公認会計士となる資格を有する者が、公認会計士となるには、公認会計士名簿に、氏名、生年月日、事務所その他内閣府令で定める事項の登録(以下この章において単に「登録」という。)を受けなければならない。

(登録の手続)

第十九条 (略)

2 (略)

3 日本公認会計士協会は、第一項の規定により登録申請書の提出があつた場合において、登録を受けようとする者が公認会計士となることができる者であり、かつ、登録を受けることができる者であると認めるときは、遅滞なく登録を行い、登録を受けようとする者が公認会計士となることができないう者又は登録を受けることができないう者であると認めるときは、資格審査会(第四十六条の十一に規定する資格審査会をいう。第二十一条第二項、第三十四条の十の十一第二項及び第三十四条の十の十四第二項において同じ。)の議決に

において同じ。)の議決に基づいて、登録を拒否しなければならない。

4 (略)

(登録の抹消)

第二十一条 公認会計士が次の各号のいずれかに該当する場合には、

日本公認会計士協会は、その登録を抹消しなければならない。

一 その業務を廃止したとき。

二 死亡したとき。

三 第四条各号(第五号の二を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

(削る)

2 公認会計士が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、資格審査会の議決に基づき、その登録を抹消することができる。

一 不正の手段により登録を受けたとき。

二 心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。

三 内閣府令で定める期間以上の期間にわたり第二十八条に規定する研修を受けていないとき(内閣府令で定める場合を除く。)

四 二年以上継続して所在が不明であるとき。

3 前項第一号から第三号までの規定による登録の抹消については第

基づいて、登録を拒否しなければならない。

4 (略)

(登録の抹消)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計

士協会は、公認会計士の登録を抹消しなければならない。

一 公認会計士がその業務を廃止したとき。

二 公認会計士が死亡したとき。

三 公認会計士が第四条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

四 公認会計士が心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。

2 日本公認会計士協会は、前項第四号の規定により登録を抹消するときは、資格審査会の議決に基づいて行わなければならない。

3 第十九条第四項並びに第十九条の二第一項及び第三項の規定は、

十九條第四項並びに第十九條の二第一項及び第三項の規定を、前項第四号の規定による登録の抹消については同条第一項及び第三項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第四十六條第二項」とあるのは、「第四十六條第一項」と読み替えるものとする。

(登録抹消の制限)

第二十一條の三 日本公認会計士協会は、公認会計士又は外国公認会計士が懲戒の手續に付された場合においては、その手續が終了するまでは、第二十一條第一項第一号若しくは第二項第二号若しくは第四号又は第十六條の二第五項第一号(第二十一條第一項第一号の規定に係る場合に限る。)の規定による当該公認会計士又は外国公認会計士の登録の抹消をすることができない。

(設立等)

第三十四條の二の二 公認会計士(外国公認会計士を含む。以下この章から第五章の四まで及び第六章の二において同じ。)及び第三十四條の十の八の登録を受けた者は、この章の定めるところにより、監査法人を設立することができる。

2 (略)

(特定社員の登録義務)

第三十四條の十の八 特定社員とならうとする者は、特定社員の名簿

第一項第四号の規定による登録の抹消について準用する。この場合において、同条第三項中「第四十六條第二項」とあるのは、「第四十六條第一項」と読み替えるものとする。

(登録抹消の制限)

第二十一條の三 日本公認会計士協会は、公認会計士又は外国公認会計士が懲戒の手續に付された場合においては、その手續が終了するまでは、第二十一條第一項第一号又は第十六條の二第五項第一号(第二十一條第一項第一号の規定に係る場合に限る。)の規定による当該公認会計士又は外国公認会計士の登録の抹消をすることができない。

(設立等)

第三十四條の二の二 公認会計士(外国公認会計士を含む。以下この章、次章及び第六章の二において同じ。)及び第三十四條の十の八の登録を受けた者は、この章の定めるところにより、監査法人を設立することができる。

2 (略)

(特定社員の登録義務)

第三十四條の十の八 特定社員とならうとする者は、特定社員の名簿

(以下この節において「特定社員名簿」という。)に、氏名、生年月日、所属する監査法人その他の内閣府令で定める事項の登録(以下この節(第三十四条の十の十第六号の二から第八号までを除く。))において単に「登録」という。)を受けなければならない。

(登録拒否の事由)

第三十四条の十の十 次の各号のいずれかに該当する者は、特定社員の登録を受けることができない。

一～六 (略)

六の二 第二十一条第二項(第一号又は第三号に係る部分に限る。)

()の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

七・八 (略)

八の二 第三十四条の十の十四第二項(第一号に係る部分に限る。)

()の規定によりその登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

九 (略)

十 第三十四条の十の十七第二項の規定により、監査法人の第三十条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの禁止の処分を受け、当該禁止の期間中にその登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者

(以下この節において「特定社員名簿」という。)に、氏名、生年月日、所属する監査法人その他の内閣府令で定める事項の登録(以下この節(第三十四条の十の十第七号及び第八号を除く。))において単に「登録」という。)を受けなければならない。

(登録拒否の事由)

第三十四条の十の十 次の各号のいずれかに該当する者は、特定社員の登録を受けることができない。

一～六 (略)

(新設)

七・八 (略)

(新設)

九 (略)

十 第三十四条の十の十七第二項の規定により、監査法人の第三十条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの禁止の処分を受け、当該禁止の期間中に第三十四条の十の十四第一項(第一号又は第三号に係る部分に限る。)の規定により特定社員の登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者

十一・十二 (略)

(登録の抹消)

第三十四条の十の十四 特定社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、その登録を抹消しなければならない。

- 一 監査法人の社員でなくなつたとき。
- 二 死亡したとき。
- 三 第三十四条の十の十各号(第八号の二及び第十二号を除く。)に掲げる者のいずれかに該当するに至つたとき。

2 | 特定社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、資格審査会の議決に基づき、その登録を抹消することができる。

- 一 不正の手段により登録を受けたとき。
- 二 心身の故障により監査法人の業務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三 | 二年以上継続して所在が不明であるとき。

3 前項第一号又は第二号の規定による登録の抹消については第三十四条の十の十一第三項並びに第三十四条の十の十二第一項及び第三項の規定を、前項第三号の規定による登録の抹消については同条第一項及び第三項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

十一・十二 (略)

(登録の抹消)

第三十四条の十の十四 次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、登録を抹消しなければならない。

- 一 特定社員が監査法人の社員でなくなつたとき。
- 二 特定社員が死亡したとき。
- 三 特定社員が第三十四条の十の十各号に掲げる者のいずれかに該当するに至つたとき。

2 | 日本公認会計士協会は、前項第三号の規定により登録の抹消(第三十四条の十の第十二号に掲げる者に該当する場合における登録の抹消に限る。次項において同じ。)をするときは、資格審査会の議決に基づいて行わなければならない。

3 第三十四条の十の十一第三項並びに第三十四条の十の十二第一項及び第三項の規定は、前項の規定による登録の抹消について準用する。この場合において、同条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

4 日本公認会計士協会は、特定社員が第三十四条の十の十七第二項の処分の手続に付された場合においては、その手続が結了するまでは、第一項第一号又は第二項第二号若しくは第三号の規定による当該特定社員の登録の抹消をすることができない。

(特定の事項についての業務の制限)

第三十四条の十一 監査法人は、財務書類のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、第二条第一項の業務を行つてはならない。

一 (略)

二 監査法人の社員のうちに会社その他の者と第二十四条第一項第一号に規定する関係を有する者(その配偶者のみが当該関係を有する場合にあつては、当該会社その他の者の財務書類について当該監査法人の行う第二条第一項の業務に関与する者その他の政令で定める者に限る。)がある場合における当該会社その他の者の財務書類

三・四 (略)

2・3 (略)

(業務管理体制の整備)

第三十四条の十三 (略)

2 前項に規定する業務管理体制は、次に掲げる事項(第四十四条第一項第十三号及び第四十六条の九の二第一項において「業務の運営

4 日本公認会計士協会は、特定社員が第三十四条の十の十七第二項の処分の手続に付された場合においては、その手続が結了するまでは、第一項第一号の規定による当該特定社員の登録の抹消をすることができない。

(特定の事項についての業務の制限)

第三十四条の十一 監査法人は、財務書類のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、第二条第一項の業務を行つてはならない。

一 (略)

二 監査法人の社員のうちに会社その他の者と第二十四条第一項第一号に規定する関係を有する者がある場合における当該会社その他の者の財務書類

三・四 (略)

2・3 (略)

(業務管理体制の整備)

第三十四条の十三 (略)

2 前項に規定する業務管理体制は、次に掲げる事項(第四十四条第一項第十二号、第四十六条の九の二第一項及び第四十九条の四第二

の状況」という。)を含むものでなければならない。

一〇三 (略)

三〇五 (略)

第五章の四

上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特則

(登録)

第三十四条の三十四の二 公認会計士及び監査法人は、日本公認会計士協会による上場会社等監査人名簿への登録(以下この章(第三十四条の三十四の六第一項第二号ハ及び第三号ハ並びに第三十四条の三十四の八第二項第二号及び第三号を除く。)において単に「登録」という。)を受けなければ、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定める者(以下この章において「上場会社等」という。)の財務書類について第二条第一項の業務(金融商品取引法第九十三条の二第一項及び第二項に規定する監査証明に係るものに限る。以下この章において同じ。)を行つてはならない。

(名簿)

第三十四条の三十四の三 上場会社等監査人名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。

項第二号において「業務の運営の状況」という。)を含むものでなければならない。

一〇三 (略)

三〇五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(登録の申請)

第三十四条の三十四の四 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

一 公認会計士 次に掲げる事項

イ 氏名

ロ 生年月日

ハ 事務所の所在地

ニ 上場会社等の財務書類について共同して第二条第一項の業務を行う他の公認会計士若しくは監査法人の氏名若しくは名称又は当該業務を行うときに補助者として使用する他の公認会計士の氏名その他内閣府令で定める事項

ホ その他内閣府令で定める事項

二 監査法人 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 事務所の所在地

ハ 社員の氏名及び住所

ニ 有限責任監査法人にあつては、資本金の額

ホ その他内閣府令で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第三十四条の三十四の六第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(新設)

二 申請者が公認会計士である場合にあつては、第二十八条の四第一項に規定する説明書類の記載事項を記載した書類であつて内閣府令で定めるもの

三 申請者が監査法人である場合にあつては、登記事項証明書及び定款の写し並びに第三十四条の十六の三第一項に規定する説明書類の記載事項を記載した書類であつて内閣府令で定めるもの

四 その他内閣府令で定める書類

(登録の実施)

第三十四条の三十四の五 日本公認会計士協会は、登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次の各号に掲げる登録の申請者の区分に応じ、当該各号に定める事項を上場会社等監査人名簿に登録しなければならない。

一 公認会計士 次に掲げる事項

イ 前条第一項第一号に定める事項

ロ 登録年月日及び登録番号

二 監査法人 次に掲げる事項

イ 前条第一項第二号に定める事項

ロ 登録年月日及び登録番号

2 | 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

3 | 日本公認会計士協会は、上場会社等監査人名簿を公衆の縦覧に供

(新設)

しなければならない。

(登録の拒否)

第三十四条の三十四の六 日本公認会計士協会は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 第三十四条の三十四の九第一項の規定により申請者が登録を取り消され、その取消の日から三年を経過しないとき。

二 申請者が公認会計士である場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。

イ 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

ロ 第三十四条の二十一第二項の規定により監査法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日前三十日以内に当該監査法人の社員であつた者でその処分の日から三年(業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間)を経過しないもの

ハ 第三十四条の二十九第二項の規定により登録有限責任監査法人が第三十四条の二十四の登録を取り消され、又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日前三十日以内に当該登録有限責任監査法人の社員であつた者でその処分の日から三年(業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間)を経過しないもの

(新設)

- ニ 第三十四条の三十四の九第一項の規定により登録上場会社等
監査人（第三十四条の三十四の八第一項に規定する登録上場会
社等監査人をいう。次号ホにおいて同じ。）（監査法人に限る
。）が登録を取り消された場合において、その取消しの日前三
十日以内に当該登録上場会社等監査人の社員であつた者でその
取消しの日から三年を経過しないもの
- 三 申請者が監査法人（有限責任監査法人を除く。）である場合に
あつては、次のいずれかに該当するとき。
- イ 第三十四条の二十一第二項又は第三十四条の二十九第二項の
規定により業務の停止を命ぜられ、当該業務の停止の期間を経
過しないとき。
- ロ 社員のうちに第三十四条の四第二項各号のいずれかに該当す
る者がいるとき。
- ハ 社員のうちに第三十四条の二十九第二項の規定により登録有
限責任監査法人が第三十四条の二十四の登録を取り消され、又
は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日前三十
日以内に当該登録有限責任監査法人の社員であつた者でその処
分の日から三年（業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当
該業務の停止の期間）を経過しないものがいるとき。
- ニ 社員のうちに第三十四条の三十四の九第一項の規定により登
録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（監
査法人を除く。）がいるとき。
- ホ 社員のうちに第三十四条の三十四の九第一項の規定により他

の登録上場会社等監査人（監査法人に限る。）が登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該他の登録上場会社等監査人の社員であつた者でその取消しの日から三年を経過しないものがあるとき。

ヘ 社員（公認会計士に限る。）の数が政令で定める数に満たないとき。

ト 社員のうちに公認会計士である社員の占める割合が百分の五十を下らない内閣府令で定める割合を下回るとき。

四 申請者が有限責任監査法人である場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。

イ 前号イからトまでのいずれかに該当するとき。

ロ 資本金の額が公益又は投資者保護のため必要かつ適當なものとして政令で定める金額に満たないとき。

五 上場会社等の財務書類に係る第二条第一項の業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の当該業務を公正かつ的確に遂行するための体制として内閣府令で定めるものの整備が行われていないとき。

2 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録を拒否するときは、その理由を付記した書面によりその旨を申請者に通知しなければならない。

（登録を拒否された場合の審査請求）

第三十四条の三十四の七 前条第一項の規定により登録を拒否された

（新設）

者は、当該処分に不服があるときは、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

2 第三十四条の三十四の四第一項の規定により申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

3 前二項の場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。

(変更登録等)

第三十四条の三十四の八 登録を受けた公認会計士及び監査法人(以下この章において「登録上場会社等監査人」という。)は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、登録上場会社等監査人の登録は、その効力を失う。

一 登録上場会社等監査人が登録に係る業務を廃止したとき(次条第一項の規定による登録の取消しの手続に付されているときを除く。)

二 登録上場会社等監査人(公認会計士に限る。)が第三十条又は第三十一条の規定により第十六条の二第一項又は第十七条の登録の抹消の処分を受けたとき。

(新設)

三 登録上場会社等監査人（公認会計士に限る。）の第十六条の二
第一項又は第十七条の登録が第十六条の二第五項又は第二十一
第一項若しくは第二項の規定により抹消されたとき（当該登録上
場会社等監査人が第四条第六号に該当するに至つたことにより当
該登録が第十六条の二第五項又は第二十一条第一項の規定により
抹消されたときを除く。）。

四 登録上場会社等監査人（監査法人に限る。）が第三十四条の十
八第一項又は第二項の規定により解散したとき。

（登録の取消し等）

第三十四条の三十四の九 日本公認会計士協会は、登録上場会社等監
査人が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すこと
ができる。

一 第三十四条の三十四の六第一項各号（第一号を除く。）のい
れかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により登録を受けたとき。

三 この章の規定又はこの章の規定に基づく命令に違反したとき。

2 第三十四条の三十四の六第二項並びに第三十四条の三十四の七第
一項及び第三項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて
準用する。この場合において、同条第三項中「第四十六条第二項」
とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による登録の取消しの手続に付された登録上場会社
等監査人（監査法人に限る。）は、清算が終了した後においても、

（新設）

この条（第六項を除く。）の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。

4 第一項の規定は、同項の規定により登録上場会社等監査人の登録を取り消す場合において、当該登録上場会社等監査人（当該登録上場会社等監査人が監査法人である場合にあっては、当該登録上場会社等監査人の社員である公認会計士。以下この項において同じ。）につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、当該登録上場会社等監査人に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

5 第一項の規定は、同項の規定により登録上場会社等監査人（監査法人に限る。）の登録を取り消す場合において、当該登録上場会社等監査人の特定社員につき第三十四条の十の十七第二項に該当する事実があるときは、当該特定社員に対し、同項の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

6 第一項の規定により登録が取り消された場合にあっては、同項の規定により登録を取り消された者は、その取消しの日前に締結された契約に係る第二条第一項の業務を行うことができる。この場合において、当該処分を受けた者は、当該契約を履行する目的の範囲内においては、なお登録上場会社等監査人とみなす。

（登録の抹消）

第三十四条の三十四の十 日本公認会計士協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を抹消しなければならない。

（新設）

一 第三十四条の三十四の八第二項の規定により登録がその効力を失ったとき。

二 前条第一項の規定により登録を取り消したとき。

(登録及び登録の抹消の公告)

第三十四条の三十四の十一 日本公認会計士協会は、登録をしたとき及び当該登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

(新設)

(登録の細目)

第三十四条の三十四の十二 この章に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、上場会社等監査人名簿その他登録に関して必要な事項は、内閣府令で定める。

(新設)

(上場会社等に係る業務の制限の特則)

第三十四条の三十四の十三 登録上場会社等監査人(公認会計士に限る。)は、上場会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行うときは、内閣府令で定めるやむを得ない事情がある場合を除き、次に掲げる要件のいずれかを満たさなければならない。

(新設)

一 登録を受けた監査人と共同して行うこと。

二 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 政令で定める数以上の他の登録を受けた公認会計士と共同し

て行うこと。

ロ イの他の登録を受けた公認会計士の数と補助者として使用する他の公認会計士の数を合計した数が政令で定める数以上であること。

(業務管理体制の整備に関する特則)

第三十四条の三十四の十四 登録上場会社等監査人は、内閣府令で定めるところにより、業務の品質の管理の状況を適切に評価し、その結果を公表する体制、上場会社等の財務書類に係る第二条第一項の業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の当該業務を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制を整備しなければならない。

第五章の五 外国監査法人等

第五章の六 審判手続等

(設立、目的及び法人格)

第四十三条 (略)

2 協会は、公認会計士の品位を保持し、第二条第一項の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士及び特定社員の登録並びに上場会社等監査人名簿への登録に関する事務を行うことを目的とする。

(新設)

第五章の四 外国監査法人等

第五章の五 審判手続等

(設立、目的及び法人格)

第四十三条 (略)

2 協会は、公認会計士の品位を保持し、第二条第一項の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士及び特定社員の登録に関する事務を行うことを目的とする。

<p>2 (略)</p> <p>(資格審査会)</p> <p>第四十六条の十一 (略)</p> <p>2 資格審査会は、協会の請求により、第十九条第三項及び第三十四</p>	<p>2 (略)</p> <p>(資格審査会)</p> <p>第四十六条の十一 (略)</p> <p>2 資格審査会は、協会の請求により、第十九条第三項及び第三十四</p>
<p>3 (略)</p> <p>(会則)</p> <p>第四十四条 協会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>一 一七 (略)</p> <p>八 上場会社等監査人名簿への登録に関する規定</p> <p>九 一四 (略)</p> <p>十五 会計に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定</p> <p>十六 一八 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(会則)</p> <p>第四十四条 協会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>一 一七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>八 一三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十四 一六 (略)</p>

条の十の十一第二項の規定による登録の拒否並びに第二十一条第二項及び第三十四条の十の十四第二項の規定による登録の抹消につき必要な審査を行うものとする。

3
3
7 (略)

(権限の委任)

第四十九条の四 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第四十六条の九の二第二項の規定による報告の受理に関する事務並びに第四十六条の十二第一項並びに第四十九条の三第一項及び第二項の規定による権限を審査会に委任する。ただし、第四十六条の十二第一項並びに第四十九条の三第一項及び第二項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(削る)

(削る)

3
3
5 (略)

条の十の十一第二項の規定による登録の拒否並びに第二十一条第一項第四号の規定による登録の抹消及び第三十四条の十の十四第一項第二号の規定による同条第二項に規定する登録の抹消につき必要な審査を行うものとする。

3
3
7 (略)

(権限の委任)

第四十九条の四 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第四十六条の九の二第二項の規定による報告の受理に関する事務並びに第四十六条の十二第一項並びに第四十九条の三第一項及び第二項の規定による権限(次に掲げるものに限る。)を審査会に委任する。

一 第四十六条の九の二第二項の報告に関して行われるもの

二 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人(以下この号において「公認会計士等」という。)が、第四十六条の九の二第一項の調査を受けていないこと、同項の調査に協力することを拒否していることその他の内閣府令で定める事由があることにより日本公認会計士協会が当該公認会計士等に係る同条第二項の報告を行っていない場合において、当該公認会計士等の業務の運営の状況に關して行われるもの

3
3
5 (略)

第五十条 第四十七条の規定に違反した場合は、又は公認会計士若しくは外国公認会計士となる資格を有しない者（公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者で第四条各号のいずれかに該当するものを含む。）が第四十七条の二の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第五十一条 不正の手段により公認会計士、外国公認会計士又は特定社員の登録を受けた者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条の四第一項若しくは第三十四条の十六の三第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第二十八条の四第三項若しくは第三十四条の十六の三第三項の規定に違反して、第二十八条の四第二項若しくは第三十四条の十六の三第二項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電

第五十条 第四十七条の規定に違反した者又は公認会計士若しくは外国公認会計士となる資格を有しない者（公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者で第四条各号のいずれかに該当するものを含む。）で第四十七条の二の規定に違反したものは、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第五十一条 偽りその他不正の手段により公認会計士、外国公認会計士又は特定社員の登録を受けた者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条の四第一項若しくは第三十四条の十六の三第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第二十八条の四第三項若しくは第三十四条の十六の三第三項の規定に違反して、第二十八条の四第二項若しくは第三十四条の十六の三第二項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電

磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつたとき。

二 不正の手段により第三十四条の二十四又は第三十四条の三十四の二の登録を受けたとき。

三 第三十四条の二十四、第三十四条の三十三第五項又は第三十四条の三十四の二の規定に違反して業務を行ったとき。

第五十二条の四 第三十四条の三十三第八項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条の二十五第一項若しくは第三十四条の三十四の四第一項の登録申請書又は第三十四条の二十五第二項若しくは第三十四条の三十四の四第二項の書類に虚偽の記載をして提出したとき

二 第四十六条の十二第一項又は第四十九条の三第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

三 第三十四条の五十一第一項、第四十六条の十二第一項又は第四十九条の三第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避

磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

二 不正の手段により第三十四条の二十四の登録を受けた者

三 第三十四条の二十四又は第三十四条の三十三第五項の規定に違反して業務を行った者

第五十二条の四 第三十四条の三十三第八項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条の二十五第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第四十六条の十二第一項又は第四十九条の三第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第三十四条の五十一第一項、第四十六条の十二第一項又は第四十九条の三第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避

したとき。

(削る)

四| 第四十八条の二第二項から第三項までの規定のいずれかに違反したとき。

2| 第四十八条第一項の規定に違反した者(第五十四条第三号に該当する者を除く。)は、百万円以下の罰金に処する。

第五十三条の二 第三十四条の二十第六項又は第三十四条の二十三第四項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条の四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第五十条、第五十二条の二、第五十二条の四、第五十三条第一項又は第五十三条の二の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第五十五条の四 次の各号のいずれかに該当する場合には、公認会計

した者

四| 第四十八条第一項の規定に違反した者

五| 第四十八条の二第二項から第三項までの規定のいずれかに違反した者

2| 第五十四条第三号に該当する者については、前項第四号の規定を適用しない。

第五十三条の二 第三十四条の二十第六項又は第三十四条の二十三第四項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条の四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第五十条、第五十二条の二、第五十二条の四、第五十三条第一号から第三号まで若しくは第五号又は第五十三条の二の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第五十五条の四 次の各号のいずれかに該当する場合には、監査法人

士、外国公認会計士、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一〇八 (略)

九 第三十四条の二十八第一項又は第三十四条の三十四の八第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

の社員若しくは清算人又は協会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一〇八 (略)

九 第三十四条の二十八第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

改正案	現行
<p>（公認会計士又は監査法人による監査証明）</p> <p>第九十三条の二 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の者で政令で定めるもの（以下この項及び次条において「特定発行者」という。）が、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるもの（第四項及び次条において「財務計算に関する書類」という。）には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人（特定発行者が公認会計士法第三十四条の三十四の二に規定する上場会社等である場合にあつては、同条の登録を受けた公認会計士又は監査法人に限る。）の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>2 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の者で政令で定めるもの（以下この項において「上場会社等」という。）が、第二十四条の四の四の規定に基づき提出する内部統制報告書には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人（上場会社等が公認会計士法第三十四条の三十四の二に規定する上場会社等である場合にあつては、同条の登録を受けた公認会計士又は監査法人に限る。）の監査証明を受けなければならない。ただし、次</p>	<p>（公認会計士又は監査法人による監査証明）</p> <p>第九十三条の二 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の者で政令で定めるもの（次条において「特定発行者」という。）が、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるもの（第四項及び次条において「財務計算に関する書類」という。）には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>2 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の者で政令で定めるもの（第四号において「上場会社等」という。）が、第二十四条の四の四の規定に基づき提出する内部統制報告書には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p>

に掲げる場合は、この限りでない。

一、四 (略)

3
〜
8 (略)

一、四 (略)

3
〜
8 (略)

改正案			現行			
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
	一〇四十九（略）			一〇四十九（略）		
	<p>五十 有限責任監査法人若しくは登録上場会社等監査人の登録又は公認会計士に係る実務補習団体等の認定</p>	<p>(一) (略)</p> <p>(二) 公認会計士法第三十四条の三十四の二（登録上場会社等監査人の登録）の登録</p> <p>(三) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>登録件数</p>	<p>(略)</p> <p>一件につき九万円</p> <p>(略)</p>	<p>(一) (略)</p> <p>(二) (新設)</p> <p>(三) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>

五十の二く百六十
(略)

五十の二く百六十
(略)

○ 公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の公認会計士法（昭和二十三年法律第百三三号）（附則第七条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（欠格条項）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士又は会計士補となることができない。</p> <p>一 未成年者</p> <p>二 この法律若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条から第百九十八条までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、保険業法（平成七年法律第百五号）第三百二十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第三百八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百六十七條第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの</p> <p>四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士又は会計士補となることができない。</p> <p>一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 この法律若しくは証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条若しくは第百九十八条の規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百三十四条の罪、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十八条の罪、保険業法（平成七年法律第百五号）第三百二十九条の罪若しくは資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百四十七条の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの</p> <p>四 破産者であつて復権を得ない者</p>

五 (略)

五の二 第二十一条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定によりその登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者
六・七 (略)

八 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)若しくは外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)又は弁理士法(平成十二年法律第四十九号)により業務の禁止又は除名の処分を受けた者。ただし、これらの法律により再び業務を営むことができるようになった者を除く。

(登録の手續)

第十九条 (略)

2 (略)

3 日本公認会計士協会は、第一項の規定により登録申請書の提出があつた場合において、登録を受けようとする者が公認会計士又は会計士補となることができる者であり、かつ、登録を受けることができる者であると認めるときは、遅滞なく第十七条の登録を行い、登録を受けようとする者が公認会計士又は会計士補となることができないう者又は登録を受けることができないう者であると認めるときは、資格審査会(第四十六条の十一に規定する資格審査会をいう。第二十一条第二項において同じ。)の議決に基づいて、登録を拒否しなければならぬ。

五 (略)

(新設)

六・七 (略)

八 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)又は弁理士法(平成十二年法律第四十九号)により業務の禁止又は除名の処分を受けた者。ただし、これらの法律により再び業務を営むことができるようになった者を除く。

(登録の手續)

第十九条 (略)

2 (略)

3 日本公認会計士協会は、第一項の規定により登録申請書の提出があつた場合において、登録を受けようとする者が公認会計士又は会計士補となることができる者であり、かつ、登録を受けることができる者であると認めるときは、遅滞なく第十七条の登録を行い、登録を受けようとする者が公認会計士又は会計士補となることができないう者又は登録を受けることができないう者であると認めるときは、第四十六条の十一に規定する資格審査会の議決に基づいて、登録を拒否しなければならぬ。

4
(略)

(登録を拒否された場合の審査請求)

第十九条の二 前条第三項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

2 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

3 前二項の場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。

(登録の抹消)

第二十一条 公認会計士又は会計士補が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、その登録を抹消しなければならない。

- 一 その業務を廃止したとき。
- 二 死亡したとき。
- 三 第四条各号(第五号の二を除く。)のいずれかに該当するに至

4
(略)

(登録を拒否された場合の審査請求)

第十九条の二 前条第三項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、内閣総理大臣に対して、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

2 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対してなんらの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、前項の審査請求をすることができる。

3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、内閣総理大臣は、日本公認会計士協会に対し、相当の処分をすべき旨を命じなければならぬ。

(登録の抹消)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、公認会計士又は会計士補の登録を抹消しなければならない。

- 一 公認会計士又は会計士補がその業務を廃止したとき。
- 二 公認会計士又は会計士補が死亡したとき。
- 三 公認会計士又は会計士補が第四条各号のいずれかに該当するに

つたとき。

(削る)

2 公認会計士又は会計士補が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、資格審査会の議決に基づき、その登録を抹消することができる。

一 不正の手段により第十七条の登録を受けたとき。

二 心身の故障により公認会計士又は会計士補の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。

三 二年以上継続して所在が不明であるとき。

3 前項第一号又は第二号の規定による登録の抹消については第十九条第四項並びに第十九条の二第二項及び第三項の規定を、前項第三号の規定による登録の抹消については同条第一項及び第三項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

(登録抹消の制限)

第二十一条の三 日本公認会計士協会は、公認会計士、会計士補又は外国公認会計士が懲戒の手續に付された場合においては、その手續が結了するまでは、第二十一条第一項第一号若しくは第二項第二号若しくは第三号又は第十六条の二第三項第一号(第二十一条第一項

至つたとき。

四 公認会計士又は会計士補が心身の故障により公認会計士又は会計士補の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。

2 日本公認会計士協会は、前項第四号の規定により登録を抹消するときは、資格審査会の議決に基づいて行わなければならない。

3 第十九条第四項並びに第十九条の二第二項及び第三項の規定は、第一項第四号の規定による登録の抹消について準用する。

(登録抹消の制限)

第二十一条の三 日本公認会計士協会は、公認会計士、会計士補又は外国公認会計士が懲戒の手續に付された場合においては、その手續が結了するまでは、第二十一条第一項第一号又は第十六条の二第三項第一号(第二十一条第一項第一号の規定に係る場合に限る。)の

第一号の規定に係る場合に限る。)の規定による当該公認会計士、
会計士補又は外国公認会計士の登録の抹消をすることができない。

(資格審査会)

第四十六条の十一 (略)

2 資格審査会は、協会の請求により、第十九条第三項の規定による
登録の拒否及び第二十一条第二項の規定による登録の抹消につき必
要な審査を行うものとする。

3
3
7 (略)

規定による当該公認会計士、会計士補又は外国公認会計士の登録の
抹消をすることができない。

(資格審査会)

第四十六条の十一 (略)

2 資格審査会は、協会の請求により、第十九条第三項の規定による
登録の拒否及び第二十一条第一項第四号の規定による登録の抹消に
つき必要な審査を行うものとする。

3
3
7 (略)

○ 公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）（附則第九条関係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（第三次試験の受験要件の特例に関する経過措置）</p> <p style="text-align: center;">第三十条（略）</p> <p>2 前項に規定する者は、第二条の規定による改正後の公認会計士法第十五条第一項に規定する業務補助等の期間が三年以上であつて、同法第十六条第一項に規定する実務補習を修了し、同条第七項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者とみなす。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（第三次試験の受験要件の特例に関する経過措置）</p> <p style="text-align: center;">第三十条（略）</p> <p>2 前項に規定する者は、第二条の規定による改正後の公認会計士法第十五条第一項に規定する業務補助等の期間が二年以上であつて、同法第十六条第一項に規定する実務補習を修了し、同条第七項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者とみなす。</p>

○ 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">(審判官)</p> <p>第二十五条 金融商品取引法第六章の二第二節及び公認会計士法第五章の六の規定による審判手続の一部を行わせるため、金融庁に審判官五人以内を置く。</p> <p>2 (略)</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">(審判官)</p> <p>第二十五条 金融商品取引法第六章の二第二節及び公認会計士法第五章の五の規定による審判手続の一部を行わせるため、金融庁に審判官五人以内を置く。</p> <p>2 (略)</p>